

# 日本の運動部活動における体罰の研究

## ～部活動のあり方について～

1160457 西谷和樹

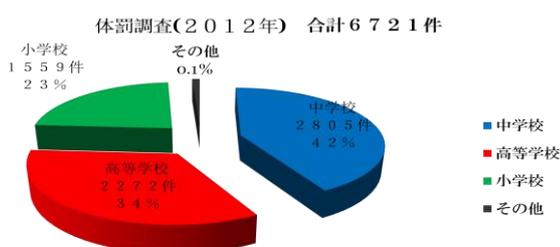
高知工科大学マネジメント学部

### はじめに

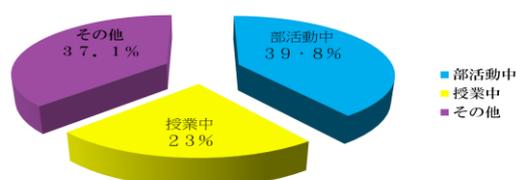
近年、教育現場や部活動における体罰が社会問題となっている。とくに 2012 年桜宮高校の男子バスケットボール部員が指導者の日常的な体罰に耐え切れず自殺した事件をきっかけに、教育現場や運動部活動における体罰の問題が深刻度を増した。なぜ日本の運動部活動ではこのように体罰が発生し続けるのか、つまり体罰を根絶できないのか。このことを受けて、私はスポーツ界、特に運動部活動における体罰について着目し、研究していくことにした。体罰が批判的な傾向にあるなか、部活動というひとつの集団に今なお存在している理由を追求し、体罰に教育的効果があるのか、またその影響を分析した。その結果、体罰には教育的効果はなく、体罰行使は心理的な悪影響を及ぼすことが分かった。さらに体罰が部活動において根絶しない大きな要因として、部活動に「勝利至上主義」や「根性論」の精神が強く根付いていること、また学校の部活動が閉鎖的であるということを指摘することができる。

図 1 のように、文部科学省が 2012 年におこなった体罰実態調査によると小学校・中学校・高等学校で 6721 件、体罰の被害を受けた児童、生徒は 14208 人にのぼった。このうち体罰時の場面では部活動における体罰は全体の 40% に及ぶものであった。

(図 1) 体罰の実態調査



中学・高校での体罰時の状況



(出典) 文部科学省HPより筆者作成

そこで本論では、日本の運動部活動における体罰の発生メカニズムを明らかにし、体罰が運動部活動において必要でないことを心理学的要因や教育学的観点から解く。そして体罰が部活動においてどう位置付けされるのか調査するとともに、体罰のないよりよい部活動の在りかたを追求することを目的とする。

以下では、まず体罰が近年の批判的背景に至るまでの歴史について触れる。次いで体罰が運動部活動にどのように結びついたか叙述し、事例研究としてプロスポーツ選手等の体罰に関する意見を調べスポーツ界が体罰についてどう考えられているか整理する。また体罰実態調査を目的としたアンケートとして高知工科大学バレーボール部を対象に実施した結果についてまとめる。そして、体罰に関する参考文献やインターネットHPを利用して心理学的観点と教育学的観点から体罰問題について検討・私見を述べていく。

## 第 1 章 体罰の定義と歴史

### 1. 体罰の定義

文部科学省のHPによれば体罰の定義は「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰にあたるかどうかは当該児童、生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、および時間的環境、懲戒の態様の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する」とある。体罰であるかどうかは事案ごとに処置が様々で体罰の定義は事案によって変化するという。よって本論では、体罰を「身体に対しての直接的攻撃や限度の超えた練習などの身体的苦痛、暴言や無

視など間接的・精神的苦痛を与える物、部活動において日常的に行われている体罰」と定義する。

## 2. 体罰の歴史

日本の近代学校の成立時から、教師の体罰は、法的に禁止されていた。1879（明治12）年の教育令第46条に「凡学校ニ於テハ、生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス」とある。日本の近代学校教育の法体系の整備のなかで、教師の体罰の禁止は明確に示されていたのである。そして、1890年の小学校令63条には「小学校校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」と体罰禁止が定められている。1900年には、親と同様に教員に懲戒権が正面から認められるようになったが、教師が体罰を加えることは明確に否定されていた。さらに小学校令47条「小学校校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但体罰ヲ加フルコト得ズ」となった。懲戒権と体罰禁止の学校教育の法整備がされたのである。1900年に規定された懲戒と体罰禁止の学校教育法制は、戦後の学校教育法11条に踏襲されたのである。つまり、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」ということになる。学校での教師による教育上の体罰は、1878年教育令以来の学校教育活動では法的に認められてこなかったのである。ちなみに江戸時代の日本における藩校の教育においては、体罰が禁止されていたことが、随所に見ることができる。江森一郎は著書『体罰の社会史』で藩校、郷校、寺子屋で体罰を認められているのはまれで、教師は、罰を勝手に与えることができないとしている。

しかし1904年に勃発した日露戦争が軍隊教育の体罰と学校の教育現場を結びつけるきっかけとなる。日露戦争後は今までの兵学の常識を越える軍事力が必要であり、「総力戦」であることを戦陣訓として残した。また国内には厭戦気分があり、兵士の逃亡も相次いだため、軍は国民に服従の観念の徹底をはかる必要があったのである。以後、一貫して軍は教育に要求（干渉）するようになる。その点で、臨時教育会議での教育政策の方策は、その後の教育に対する影響は大きく1917（大正6）年の「兵式体操振興ニ関スル建議」も1925年には、文政審議会が学校における軍事教練の実施を可決し、同年の文部省と陸軍省の覚え書きにより、体操科主任に配属

将校をあてることになった。「陸軍現役将校学校配属令」がこれであり、このことで現役将校が学校に入り、軍の教育への主導権が確立した。日露戦争後であってもわが国では法制上は、ほぼ一貫して体罰禁止の明文を掲げていた。にもかかわらず日露戦争の軍隊教育の影響で体罰（暴力的指導）が蔓延するようになった。屈強な日本人育成のため、軍が教育に干渉し、「大和魂」たる精神を注入するとして鉄拳制裁やビンタなどの教育的体罰が目立つようになったのだ。この頃から日本では体罰禁止の法とは裏腹に、軍による体罰（暴力）を行使した、いわば“恐怖政治的な時代”となっていく。軍隊による体罰の横行は1941年の太平洋戦争まで続く。江森は太平洋戦争の占領地の朝鮮や中国での残虐行為から「抑圧された者の歪んだ意識が、植民地、占領地への残虐行為を生み出した」（江森一郎、2013、254頁）と指摘し、残虐行為が今日の校内暴力や体罰を考える際に忘れてはいけない視点であるとした。

1945（昭和20）年の終戦直後新教育体制の要として「教育基本法」、「学校教育法」が定められた。この中の「学校教育法」第十一条に、教師の懲戒権の承認および体罰の禁止が同時に規定された。学校教育法の制定の2、3年後までに「体罰とは何か」についてはっきりした公的見解が示された。これは戦後教師の体罰に関する非難が高まり、各地で教師と父母の間に意見の対立、紛争が生じたため、行政の見解を示さざるを得なかったためである。見解では「殴る蹴るはもちろん、肉体的苦痛を与えるような懲罰、例えば端座、直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるならば、それも体罰とする」とあり、非常に明確で徹底した見解を示した。

また1949年の「生徒に対する体罰禁止に関する心得」では、「授業中怠けた、騒いだといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい」とした。1957年には各都道府県教育委員会などへ文部省初等中等局長の通達「学校における暴力事件の根絶について」が出された。

学校教育法の公布を待ってしても体罰は根絶しなかった。1970年代半ばには高校の荒廃が叫ばれ1970～80年代以降にかけ中学校でも校内暴力が学校現場において大きな問題になった。この校内暴力の激化が契機となり、校則や生徒指導の強化に象徴される管理体制が強化されていく。これにより生

徒の「荒れ」は防ぐことはできたが、形式主義的な校則や体罰が社会問題化されていく。この当時の体罰は、死者や自殺者が出るほどであった。この時代の体罰に関する風潮が判決からみられる。1981年4月の東京高裁での体罰に関する逆転判決において「社会通念上許される程度の軽微な力の行使は、教師に認められている懲戒権の範囲内の行為であり、体罰には該当しない」という見解が示されたのだ。しかしその後、体罰が禁止されていることを主張する象徴的な出来事が起こる。1995（平成7）年の東京地裁の判決では、体罰が禁止されていることが改めて確認され、2000年1月の神戸地裁では体罰と生徒の自殺の関連を認め、「安全配慮義務違反」として市の責任を認める判決を下した。以降1990年代以降、体罰は暴力であり、いかなる場合であろうと許されないという言説が支配的になったのだ。

体罰は法的には一貫して禁止されていたが幾度となく体罰は発生し、その度に行政や裁判において体罰は禁止であることを再認識することを繰り返してきた。このことについて江森は「敗戦から遠からぬ時代に、理想主義の実現が可能であるかのように国民が期待した時代に出された規定や公的会見が、その後の教育現場の現実、実情に追いつけず、関係する行政や司法機関が彌縫策、すなわち論理的な形をとったつじつま合わせに苦慮しているという事態が浮かび上がってくるのではないか」（江森一郎、2013、258頁）と述べている。

## 第2章 日本の部活動の様相

### 1. 日本の特徴的な部活動環境

日本の学校では、授業ではなく課外活動として放課後や休日に運動部活動が広く行われている。全国調査によれば、7割以上の中学生と5割以上の高校生が部活動に加入し、ほぼすべての学校が運動部活動を設置しており、半分以上の教員が部活動の顧問に就いている（運動部活動の実態に関する調査研究協力者会議、2002）。部活動は教育の一環として位置づけられている。

そもそも運動部活動の起源は明治時代にある。しかしながら、現在にまでつづく部活動の原型が形づけられたのは、戦後の学校教育改革においてであった。戦前の軍国主義への反省から、民主主義的な国家と人間を形成することが目指された。スポーツは自由と自治を象徴するものの一つであるとされている。

また日本の運動部活動は日本独特のスポーツ文化である。表1は世界34カ国における中学、高校の段階のスポーツ活動の場を「学校中心型」、「学校地域両方型」、「地域中心型」に分けたものである。

（表1）各国中学・高校段階のスポーツの場に関する類型

学校中心型	学校・地域両方型	地域中心型	
日本 中国 韓国 台湾 フィリピン	カナダ アメリカ ブラジル スコットランド イングランド オランダ ベルギー フランス スペイン ポルトガル	ポーランド ソ連(現ロシア) イスラエル エジプト ナイジェリア ケニア ボツワナ マレーシア オーストラリア ニュージーランド	ノルウェー スウェーデン フィンランド デンマーク ドイツ スイス ザイール(現コンゴ) イエメン タイ

（出典）中澤篤史（2015）「運動部活動は日本独特の文化である—諸外国との比較から—」（ホームページ記事）

表1から欧州や北米を中心とした国々は学校の部活動と地域のスポーツクラブで活動を行う「学校、地域両方型」が多い。しかしこの内のほとんどの国では、地域スポーツクラブの方が規模も大きく活発である。日本を含めアジア4カ国が所属するのは学校の部活動が青少年スポーツ活動の中心となる「学校中心型」である。「学校中心型」と言っても中国や韓国では一握りのエリートのみが部活動に参加しているため部活動そのものの規模は小さいのだ。中澤は「青少年スポーツの中心が学校の運動部活動にあり、その規模が大きい日本は国際的にみても珍しい国なのだ」（中澤、「運動部活動は日本独特の文化である—諸外国との比較から—」）と述べている。

また日本の部活動のもう一つの特徴として、単一のスポーツを長期間行うことが挙げられる。日本は学年度のはじめに一つの部活に入り3年間活動するのに対し、欧米などの諸外国は各スポーツがシーズン制（2～3か月）で行われているのだ。

### 2. 部活動の問題点

日本の部活動が特徴的な面をもつ一方で、問題点も多々存在する。一つ目に教師負担の増大である。部活動は現在の日本では法的には「ボランティア」ということになり、そのため労働時間にカウントされないのである。休日においても出勤し部活動に参加しなければならないため、教師の負担が大きいのである。二つ目は単一スポーツを行うことでの怪我、故障である。部活動はほぼ毎日長時間活動することが多いため疲労が蓄積される。また単一のスポーツを行うことで一部の箇所へ過度の負担がかかり、最悪の場合永続的な障害を



うち6人が体罰経験者であること、今後体罰をする可能性がある」と答えた3人は全員が体罰経験者であることが明らかになった。

(表3) 体罰実態調査アンケート

高知工科大学バレーボール部体罰実態調査アンケート

中学・高校の運動部活動において体罰を受けたことはありますか? はい・いいえ

① (1) 「はい」と答えた人に質問します。体罰はどのくらいの頻度でしたか?  
ほぼ毎日・週に2〜3回・月に一回くらい

(2) どのような場面で体罰を受けましたか?できるだけ詳しく書いてください  
例:ミスをした時、ルールを守らなかった時等  
( )

(3) 体罰をうけどうなりましたか?運動部許可  
精神的に強くなった・技術が向上した・プレーが激化した・暴力が怖くなった  
反抗心が芽生えた・その他( )

② 体罰は必要であると考えますか? 必要・不必要

体罰が必要・不必要だと思う理由を教えてください  
( )

③ 今後ももし自分が部活動の指導者になった場合、体罰をすると思いますか?  
はい・いいえ

ご協力ありがとうございました。

筆者は事例研究、アンケートの結果から体罰が批判的であることを再認識したうえで、現実問題として体罰が根絶していないことを指摘し、そのうえで体罰の効果や体罰経験者がなぜ体罰を必要とするのかを検討する。

## 第4章 体罰の効果と部活動での位置づけ

### 1. 体罰の教育的、心理的效果について

体罰の効果について新潟青陵大学の確井真史教授は「一時的に人を動かす方法としてはとても効果的であるが、そこにはいくつかの問題が発生する」(「体罰の5つの副作用: 体罰の定義『体罰の心理学』反対するなら根拠を持とう」『YahooJapan ニュース』)と述べている。暴力の行使は強制的に人間行動、言動を抑制することができる。しかしその反面で暴力の強力かつ強制的な指導には様々な副作用が生じるのだ。以下、同書に掲載された体罰の影響についてまとめておこう。

第一に人間関係の悪化である。体罰を受けることにより相手への怒りや恨み、恐怖心が芽生える。心理学によると人の「やる気」というのは指導者との人間関係の中で生まれるものであり体罰で人を動かしても「やる気」は芽生えないのである。第二に自主性の喪失や心の健康被害である。体罰の強制的支配により自主性や積極性を失う恐れがある。アメリカの小児科専門誌「ペディアトリクス」で発表されたカナダでの研究によると幼少期に体罰を受けた人は成人後に気分障害や不安障害、依存症などの精神疾患で悩まされる可能性が高

くなるとした。第三に「モデリング」と呼ばれる心理現象が起きる。体罰を受けることで必要であれば暴力を行使してもよいという誤解した心理要因に陥ってしまう。第四に指導法への悪影響である。体罰の効果は非常に強力で体罰に頼ってしまうと他の指導法を学ばなくなるという影響がある。体罰による強制力を経験していくにつれ麻痺し高圧的な指導法になりかねないのだ。また体罰を受けた者(被体罰者)は「攻撃者への同一化」という心理現象が起こる傾向がある。被体罰者は「部活動での体罰指導があったからこそ立派になれた」や「体罰によって精神力や忍耐力がついた」と語ったという。この発言には心理的メカニズムが働いており「自分が悪いからだ、自分のためなのだ」と合理化している。体罰実態調査において「体罰が必要、時として必要」の回答が多いのはこの心理現象による影響であると考えられる。

体罰効果について体罰には教育的効果はなく、体罰行使は多大なリスクを要し、心理学的な悪影響を及ぼす可能性が高いと考える。しかし体罰は根絶しない。教育的効果がないと分かっていながらもなぜ体罰が部活動において根強く残っているのか。

### 2. 部活動と体罰

本論では日本の部活動に体罰が根強く残る要因を検討する。部活動のシステムや部活動に対する考え方そのものに体罰が今日まで根絶しなかった理由があるのではないかと考えられる。以下、坂本秀夫の著作『体罰の研究』(1995年、三一書房)に依拠しつつ、部活動における体罰発生について検討していく。

まず大きな要因の一つとして「勝利至上主義」や「根性主義」の精神が強く残っていることが挙げられる。日本の「勝利至上主義」、「根性主義」を横行させた理由として、坂本は、戦前のスポーツが軍国主義に利用され、戦後は東京オリンピックや国民体育大会にみられるように国家主義に利用されたことを指摘している。「東京オリンピックで大松博文監督率いる日紡貝塚女子バレーボールが優勝して以来、『スポーツ根性』ものが一種のブームとなり埼玉国体でも、『必勝の信念』や『根性主義』が行政機関を通して学校に浸透していった」(坂本秀夫、1995、216頁)と指摘している。また部活動の在りかたについて「体育というのは学校教育の一環であり、単なる技術の習得ではなく、人間形成を目的とする。その場

合人間形成はあくまで生徒の自由意志による自己形成を援助するものであって、一定の鑄型に強制的にはめこむことではないはずである。」(同前、215 頁)と述べ、部活動はあくまで人間形成が目的であると指摘している。勝利にこだわりすぎて、思うような結果が出ないことに苛立ち、生徒に手をあげてしまう。大人である指導者は子供の生徒を簡単に支配しようとする。力のない生徒を心身ともに力でねじ伏せるのは簡単である。監督、指導者は勝つことを目標にしてしまい、目的にそぐわない行動や言動に対し、怒鳴り体罰を加える。生徒にとって部活動は人間形成の場であるのに体罰、暴力を受けることで、人間形成の成長を妨げる可能性がある。行き過ぎた「勝利至上」と「根性論」は体罰や暴力を生みかねない。

また規律を守らなかった場合の懲罰やチームの統率、モチベーションの向上、能力の最大発揮のために体罰・暴力をあげる場合もある。特にモチベーション向上や能力の最大発揮のために「気合」「精神力」を重視する傾向が日本にはあり、声を出すことや、身体を刺激することでそれが高まるという考えが伴う。こういったいわば「根性論」が日本には多く根付いている。体育会系での体罰は、強い部活を、試合に勝つチームを作るためのマネジメント手法だったといえる。さらに学校スポーツ(部活動)の場合、名声を高めたいという経営上の理由が強いと、部活の指導者にも「勝たせなければ」というプレッシャーがかかる。指導者が体罰による指導法しか知らない場合、体罰がエスカレートするのは必然的だ。

また部活動が閉鎖的な環境であることが挙げられる。部活動だけでなく学校教育現場全体にも言えることかもしれない。理由として「指導者」と「生徒」の二者間における問題であるため体罰を行いやすい環境になっているためである。閉鎖的環境下で体罰が発生するメカニズムを研究した実験がある。スタンフォード監獄実験(Stanford prison experiment)という、アメリカ合衆国のスタンフォード大学で行われた心理学の実験である。この実験では閉鎖的な刑務所の中でなぜ体罰が発生するのかという実験が行われた。ごく普通の一般人を集め、囚人役と看守役に分け、模擬的な牢屋の中で生活させた。ルールは、囚人は看守の命令に従うこと、看守は体罰を与えてはいけない、という実験内容である。実験結果は最初のうちは特に問題も起こらなかったが、徐々に看守役は

支配的な性格になり、やがて体罰を振るうようになった。特殊な環境と与えられた役割の中で各個人の性格が変わってしまったのだった。この実験の結果として考えられるのは権力への服従である。強い権力を与えられた人間と力を持たない人間が、狭い空間で常に一緒にいると、次第に理性の歯止めが利かなくなり、暴走してしまうのだ。

実験結果のような状況が部活動においても起こっているのではないかと考える。外部の常識や意見が取り入れられにくい閉鎖的な環境下では、先生と生徒、親と子ども、上司と部下といった「人間関係の上下関係」が固定化されやすくなり、上位者から伝えられる「トップダウンのメッセージ」を盲目的に受け入れることで自己評価(自尊心)や判断能力が著しく低下しやすくなる。そして権力を行使した言動や行動をするようになり、最終的には体罰や暴力を振るうのだ。また閉鎖的な環境での体罰、暴力等は発覚しにくく、発覚した場合であっても処分が甘くなることが指摘されている。また監督、コーチ等の絶対的権力関係によって体罰の有無を言い出せず、泣き寝入りする現状があるのだ。また日本の入試制度にはスポーツ推薦等のスポーツを利用したのがあり、入試に関わるため監督に対し子供や親が異議申し立てできないためクレームが入らないという状況に陥る。閉鎖的環境を生み出すのは指導者の絶対的権力によるものではないかと考える。

また競争的性質をもつ部活動は体罰を助長する。部活動、とくに運動部活動は、教育的要素(生徒の心身の成長を促す場である)をもつとともに、競技的ないしはゲーム的要素(勝つことをめざして鍛錬する場である)も有する。教育的観点からのみでいえば、体罰というのは絶対的にやってはいけないという合意がとりやすいと考えられるが、勝利をめざして競争するための場として部活動をとらえると、体罰によって生徒を指導することはある程度の合理性をもつともいえるのではないか。スポーツは「勝負」の世界であり、競技レベルを上げるためには鍛錬が必要である。部活動での目標(県大会優勝、全国大会出場等)が高ければ高いほど目標に見合う練習やトレーニングを行う必要がある。部活動が「勝利至上」、「各スポーツの能力強化」などの競技的要素を含んでしまえば体罰、暴力が合理性を持ってしまうのだ。

体罰が日本の部活動に根強く残る要因は、行き過ぎた「勝利至上」や「根性主義」、指導者の絶対的権力の行使、そして

人間形成を目的とした部活動であるにもかかわらず、部活動に競技的要素を含むことである。これらの原因が日本の運動部活動で体罰が発生する要因ではないかと考えられる。

## 第5章 今後の部活動のあり方

これまで日本の運動部活動における体罰の現状を調査し、体罰が与える影響について述べてきた。そして体罰は必要でないとする立場から、日本の運動部活動での体罰を少しでも減らすことを目的として、自身の経験をふまえて、今後の部活動のあり方を導き出したいと考えた。

今後の運動部活動が体罰との関係でどうあるべきかについては、学校の「閉鎖的環境」、顧問の絶対的権力による「体罰の正当化」、「勝利至上主義」の3つの体罰発生メカニズムを排除することが、至上命題であるとした。その上で日本の運動部活動での体罰を少しでも減らすことを目的とし、「第三者の指導者の配置」、「スポーツ推薦による入学者へのケア」、「指導者の人材育成の充実」の3つの方策を提示したい。

一つ目は、部活動の閉鎖的環境を打破するため、第三者の指導者の配置をさせることである。外部指導者を委託することで学校と部活だけの問題としないことが目的である。現在でも多くの学校が外部指導者を導入しているが、あくまで顧問の先生が専門的指導を行うことが不可能な場合にのみである。専門的指導を行うための指導者だけではなく、積極的に優秀なスキルを持った指導者を導入することが必要である。そのためにも、学校と部活の間に第三者（例えば地域スポーツクラブのスタッフや体育学系の学生）が関与することで閉鎖的環境を打破できると期待される。しかし第三者に指導を委託する際には指導者の質（指導者としての知識、暴力に頼らない指導法）をしっかりと見極める必要がある。ただ外部指導者の配置にはコストや手間がかかる。しかし地域の人や大学生を「地域貢献」の一つとして招くことでコスト自体は減らすことができるのではないかと。また学校において「授業参観」があるように、部活動も「部活参観」として練習場を開放し、保護者や地域の人がいっしょに練習風景を観覧できるようにすることも重要であると思われる。練習風景を観覧できるようになると、指導者目線の意見だけでなく、保護者目線の意見や地域の人々の意見を取り入れることが出来る。指導者は意見を取り入れることで指導者としての視野を広げることが出来るし、生徒は保護者、地域の応援を背によ

り一層、部活動に精を出す。「学校だけ」の部活動ではなく「家庭や地域が見守る」部活動になるのだ。

第二に「スポーツ推薦による入学者へのケア」である。スポーツ推薦制度とは、中学、高校に進学する際にスポーツの成績が優秀な者を推薦し入学させる制度である。部活動に懸命に取り組み努力することで、希望する学校へ推薦されることは生徒の部活動に対する意欲を価値評価するには良い制度であり学校にとってのメリットもいくらかある。しかしその反面でスポーツ推薦制度は体罰を助長する可能性も否めない。学校は良い実績をあげた指導者を重宝する。指導者は学校の実績をあげるために指導を行うため、指導は厳しくなり、その結果、体罰を行使してしまうことにつながる。学校は実績が学校の知名度・名誉に繋がるために指導者の指導法に口出ししなくなり、体罰が蔓延する状況になる。スポーツ推薦で入学した生徒は指導者の実績のために長時間を練習に費やし、体罰に耐える状況に迫られる。また推薦の際に部活動の評価を行うことができるのは指導者である。指導者は権力を行使して体罰や暴力を行う可能性があるのだ。生徒は次の進学のために是が非でも推薦してもらいたいという思いがあるため体罰、暴言に耐え、学校にも相談することができないのだ。

生徒はスポーツ推薦がスポーツだけではなくことを理解する必要がある。スポーツの成績だけではなく勉強や人間性も推薦の対象であることを忘れてはならない。学校側はスポーツ推薦入学者がスポーツのみの学生生活にならぬよう管理する必要がある（例えば週に一日は部活動を禁止し、自主学習の時間を設ける）。そして指導者は実績ばかりに固執すると体罰が発生する要因となるため生徒のスポーツ面だけでなく学校生活や学習状況も加味したうえで推薦するか否かを考えてほしいと願う。そのためにも、進学先の高校・大学の先生は推薦書の文章のみでなく実際の部活動風景を視察することや監督間の情報共有・コミュニケーションを通し、生徒が部活動で何を学び成長したのか、部活動に何を求めているのかを真に見極める必要であると考え。そして、あわよくば入学後も先述したように顧問も部活訪問をしてその学生の活動ぶりをみてもらってもいいのではないだろうか。

第三に「指導者の人材育成の充実」である。スポーツ指導にあたる指導者が間違った指導を行うことがないように、コーチ養成のカリキュラムや資格制度を導入すべきである。

筆者は現在外部指導者として高知県立山田高等学校の外部指導を行っている。高知県では外部指導者や学校教諭を対象とし、高知県体育協会が「高知ingアカデミー」を実施している。目的としてはコミュニケーション能力、スポーツ医・科学の活用、情報戦略などの多様な指導能力を提供し、組織マネジメントや危機管理など、幅広いカリキュラムを学習する機会を設け、暴力行為根絶の共通意識を根底に、高い倫理観やコーチングに必要な競技横断的な知識・技能を身につけた指導者の育成である。事業内容としては定期的に行われる講師を招いた講義や指導者同士の交流を兼ねたグループワークなどである。人材育成の場を設けることでスポーツ指導のスキルが上がると同時に、指導者同士の情報共有やコミュニケーションの場となるため間違った指導をする可能性が少なくなると考える。また資格制度を導入することで指導者のスキルアップを図る。指導者が資格を取得し、十分な指導法や知識を学んだうえで指導にあたることで体罰の蔓延を防ぐことが出来るのではないかと。資格が単なる形式上の資格ではなく、カリキュラムの受講や試験、適性検査などの厳正な審査を行い、資格を取得した後も定期的な審査や調査を重ね指導者と体罰を完全に分けたものにするのだ。

この章で述べた体罰根絶の変革は現実問題としては実現が難しいものである。しかしながらこれまで体罰が根絶しなかったのは明確で徹底した措置がなされていなかったためである。今日まで根強く残る体罰を排除するためには学校、自治体、指導者の努力が必要であるとともにこれからのよりよい部活動を実現するための使命でもありと考える。

## 第6章 おわりに

本研究では体罰が運動部活動において必要性がないことを論じてきた。そして体罰根絶を目的とし、今後の部活動のあり方を述べた。しかし現実はまだまだ体罰が根絶したとはいえない状況である。少しでも体罰を減らすために、学校における部活動が閉鎖的環境から逸脱し、オープンにすることが必要である。部活を取り巻く環境が学校だけでなく、地域や家庭が介入することで部活動は地域全体の部活動となり、信頼され、愛される部活動になるのではないかと。また部活動の主体は指導者ではなく生徒である。どのような状況であっても優先されるのは生徒がのびのびと活動し、スポーツに積極的に考え取り組み、心の底から楽しむことのできる環境を

作ることが大切である。部活動が養育の一環であり、運動部活動の意義、教育的意義を果たすことがこれからの日本の部活動のあるべき姿ではないかと考える。そして体罰による悲しい出来事が今後繰り返されぬよう、日本の運動部活動に携わる者一人ひとりが体罰を根絶させる強い意思と努力が必要である。

## 参考文献

- 坂本秀夫 (1995) 『体罰の研究』 三一書房。
- 江森一郎 (2013) 『新装版体罰の社会史』 新曜社。
- 桑田真澄 佐山秀夫 (2013) 『スポーツの品格』 集英社。
- 田母神俊雄 戸塚宏 (2010) 『それでも、体罰は必要だ!』 ワック文庫。
- 加野芳正 (2014) 「近代の学校教育と暴力—『体罰』と『いじめ』を中心に—」 『スポーツ社会学研究』 1号, 7—20頁。
- 鈴木明哲 (2014) 「日本スポーツ界における暴力指導への『自己反省』—体育・スポーツ史研究と教員養成の観点から—」 『スポーツ社会学研究』 1号, 21—33頁。
- 奥村隆 (2014) 「『スポーツする身体』と『教える／学ぶ身体』の交わる場所—学校運動部における『体罰』をめぐる—」 『スポーツ社会学研究』 1号, 31—50頁。
- 西山哲郎 (2014) 「体罰容認論を支えるものを日本の身体教育文化から考える」 『スポーツ社会学研究』 1号, 51—60頁。
- 文部科学省HP  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)
- NHK放送文化研究所HP <http://www.nhk.or.jp/bunken/>
- 碓井真史 (2013) 「体罰の5つの副作用：体罰の定義『体罰の心理学』反対するなら根拠を持つ」 『YahooJapan ニュース』  
<http://bylines.news.yahoo.co.jp/usuimafumi/20130302-00023704/>
- 中澤篤史 (2015) 「運動部活動は日本独特の文化である—諸外国との比較から—」 『SYNODOS』  
<http://synodos.jp/education/12417/2>